



夢のかけ橋

高知県教育だより ～ 第35号 ～



平成26年

7

2014.7

教育委員会制度の改正について

教育委員会制度については、法の施行から半世紀以上にわたり、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保や、地域住民の方々の意向の反映といった重要な機能を果たしてきました。しかしながら、全国的にみると、いじめや体罰に適切な対応がとられていない事例が発生したことなどから、地方教育行政における権限と責任の不明確さといった課題が指摘されていました。

こうしたことを踏まえ、国において、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改正が行われることとなりました。主な改正点は次のとおりです。

1. 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

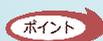
- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する（会議の主催者、具体的な事務の責任者、事務局の指揮監督者）。
- 教育長の任期は、現行の4年から3年とする（教育委員は現行の4年）。



- ★ 首長が、教育長を直接任命することにより、任命責任を明確化
- ★ 教育長の権限が強化

2. 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

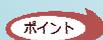
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求められることができる。
- 教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。
- 会議の透明化のため、原則、議事録を作成・公表する。



- ★ 教育委員会の審議の活性化

3. すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

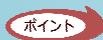
- 会議は首長が招集し、構成員は首長、教育委員会（必要に応じて、有識者等の意見を聴取）。会議の透明化のため、原則、議事録を作成・公表する。
- 会議では、①大綱の策定、②教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、③緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。



- ★ 首長の教育行政に果たす責任や役割を明確化
- ★ 首長が公の場で教育政策について議論することが可能
- ★ 協議・調整することで両者が教育行政の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能

4. 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、教育委員会と協議し、首長が策定する。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行する。



- ★ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化

施行年月日 平成27年4月1日

※9月には、市町村教委向けの説明会を予定しています。また、改正法に関しては、文部科学省のホームページに法の本文やリーフレット等が掲載されています。

いじめ防止対策について その 2

学校等におけるいじめ防止対策について、前回の第 34 号では、県民総ぐるみでいじめ問題の解決を図るための指針となる「高知県いじめ防止基本方針」や本年度の重点事業の 1 つである「いじめ防止子どもサミット」について紹介しました。

今回は、県が本年 7 月 8 日に制定した「高知県いじめ防止対策推進法施行条例」に基づく取組を中心に紹介します。

■「高知県いじめ防止対策推進法施行条例」について

この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）の基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進していくために、主に次の事項について定めたものです。

ア：「高知県いじめ問題対策連絡協議会」の設置、運営等に関すること

イ：「高知県いじめ問題調査委員会」の設置、運営等に関すること

ウ：「高知県いじめ問題再調査委員会」の設置、運営等に関すること

県では、この条例に基づき、上記ア～ウの組織及び附属機関を 7 月に設置しました。以下にその概要をまとめます。

⇒「高知県いじめ問題対策連絡協議会」について

いじめ防止に向けて県が実施する施策の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、関係機関・団体がそれぞれの役割に応じて行う取組等を促進することを目的として、県の知事部局と教育委員会、警察本部、市町村、学校、保護者などで構成する「高知県いじめ問題対策連絡協議会」を設置しました。

高知県いじめ問題対策連絡協議会

◆取組内容

- (1) 各機関の取組等の情報共有と連携した施策の実施
- (2) 各機関の取組状況の把握、評価、見直し（PDCA サイクル）
- (3) いじめ防止に向けた施策の実施状況等の取りまとめと公表
- (4) 関連する県の主要施策との連携・調整
- (5) その他、いじめ防止対策の総合的な推進のために必要な事項



⇒「高知県いじめ問題調査委員会」及び「高知県いじめ問題再調査委員会」について

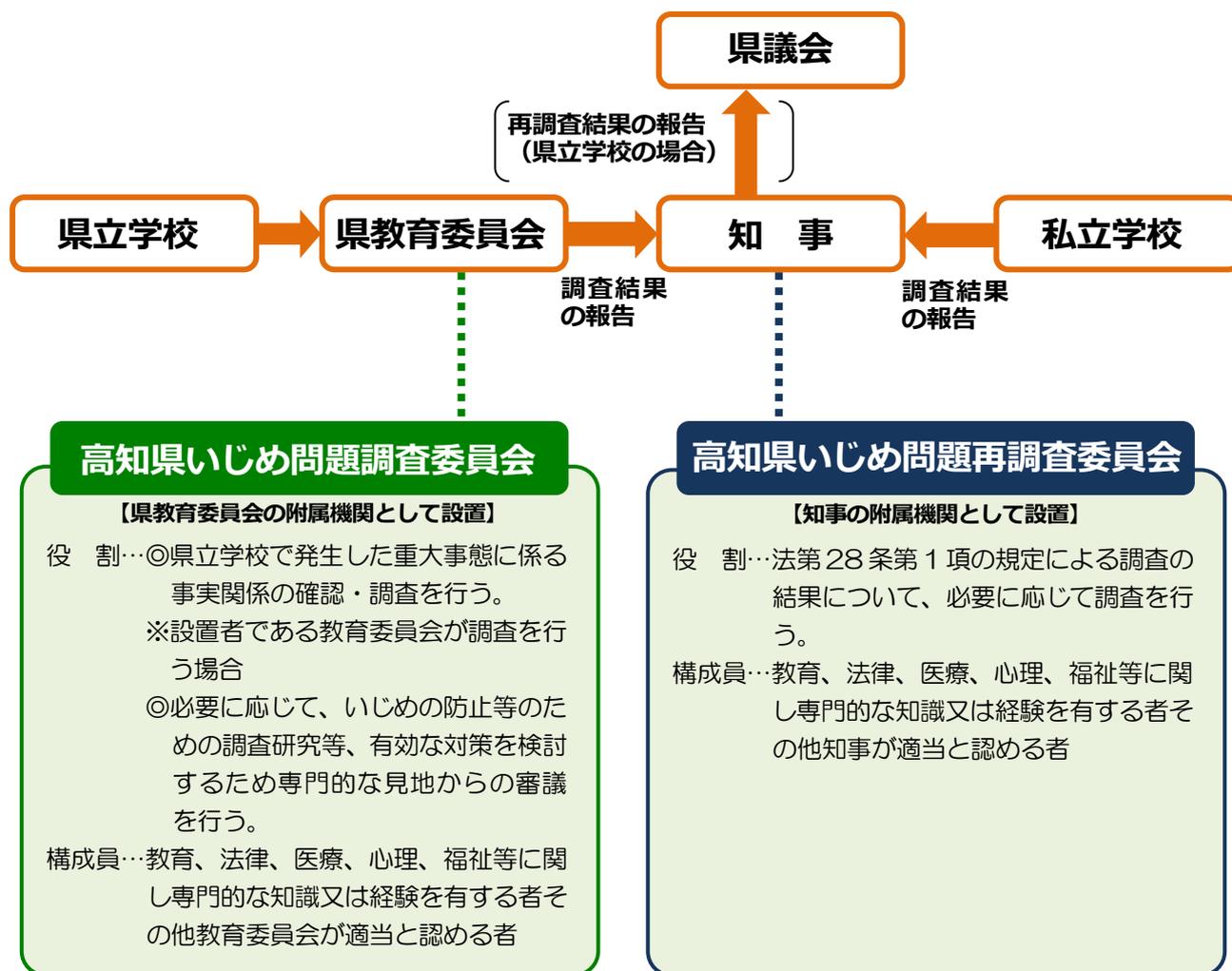
県立学校において、いじめにより生徒の生命、心身や財産に重大な被害が生じた疑いがあるなど、重大事態が発生した場合に調査を行う「高知県いじめ問題調査委員会」を教育委員会に設置しました。

また、県立学校又は私立学校から報告を受けた重大事態の調査の結果について、必要に応じて再調査を行う「高知県いじめ問題再調査委員会」を、独立性、専門性を確保する観点から知事部局に設置することとしました。

重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて、また私立学校は私立学校主管部局を通じて、知事へ事態発生について報告をします。重大事態については、学校または教育委員会が調査することになりますが、県教育委員会が調査を行う場合は「高知県いじめ問題調査委員会」が事実関係を明確にするための調査を実施することになります。また、県教育委員会は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供するとともに、調査結果について知事に報告することとしています。

報告を受けた知事は、必要に応じて「高知県いじめ問題再調査委員会」により、県教育委員会が報告した調査結果について再調査を行うことがあります。なお、県立学校について再調査を行った場合、知事はその結果を議会に報告することとしています。

※重大事態が発生した場合の報告の流れと各附属機関の役割等



こうした組織や附属機関については、いじめ防止対策推進法において、県と同様に市町村にも設置することが求められています。このため、県教育委員会としましても、県民総ぐるみでいじめの防止等の対策を総合的に推進するために、市町村における「いじめの防止等の対策のための組織」の設置に向けて、弁護士会、医師会、臨床心理士会や地方法務局など、組織の構成員として外部専門家を入れるための窓口を紹介するとともに、市町村の実情やニーズを踏まえながら、今後とも必要な情報提供や助言などの支援を行ってまいります。

平成26年度高知県教育の日「志・とさ学びの日」ポスター図案募集中!

11月1日は高知県教育の日「志・とさ学びの日」です。

この日をきっかけに教育について理解と関心を深めていただき、県民全体で本県教育を考える機運を盛り上げていくため、本年度は標語の入った啓発ポスターを作成することとしており、標語については、このたび県内の児童生徒をはじめとする1,107名の皆様から3,166作品ものご応募をいただき、選考の結果、下記の作品を最優秀作として決定しました。

たくさんのご応募ありがとうございました!

現在、引き続きこの標語を表現する「ポスター図案」を県内の児童生徒を対象に募集しておりますので、部活動として取り組んでいただくなど、ぜひ積極的な応募を促させていただきますようお願いいたします。



ポスター図案の募集について

募集要項：各学校にメールで送付(平成26年6月19日付け26高教政第234号)したほか、当課ホームページにも掲載しています。

募集期間：平成26年6月19日(木)～9月5日(金)

標語：「志 土佐の未来の 羅針盤」

※最優秀作、優秀作を含む予備選考通過60作品(学校名、氏名含む。)を当課ホームページに掲載しています。⇒<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310101/manabinohi.html>

教育政策課 市町村・学校組織支援担当 088-821-4568

行事予定 (8月、9月の主なもの)

8月

- 1日 防災教育研修会<東部>
(安田町 安田町文化センター 10:00～)
地区別中学校長 高等学校長会(高吾地区)
(須崎市 須崎高等学校 13:30～)
- 4日 地区別中学校長 高等学校長会(東部地区)
(安芸市 安芸桜ヶ丘高等学校 14:00～)
高知県子ども読書活動推進ネットワークフォーラム
(地域フォーラム)(西部地区①)
(四万十市 四万十市中央公民館 13:00～)
- 5日 地区別中学校長 高等学校長会(高知地区)
(高知市 高知南高等学校 13:30～)
- 6日 地区別中学校長 高等学校長会(西部地区)
(四万十市 中村高等学校 14:00～)
- 7日 防災教育研修会<中部B>
(高知市 高知城ホール 10:00～)
- 8日 防災教育研修会<西部>
(黒潮町 ふるさと総合センター 10:00～)
- 10日 科学の甲子園ジュニア高知県大会
(高知市 高知ぢばさんセンター 9:20～)
- 17～25日 平成26年度全国中学校体育大会 4競技開催
(高知市周辺 高知県立春野運動公園他)
- 18日 平成26年度第2回県立学校長会議
(高知市 教育センター分館 10:00～)
- 19日 定例教育委員会
(高知市 県庁西庁舎教育委員室 9:00～)

- 22日 平成26年度四国ブロック町村教育長協議会
(高知市 サンピアセリーズ 13:15～)
- 24日 第3回いじめ防止子どもサミット実行委員会
(高知市 センター分館 14:00～)
- 25日 高知県子ども読書活動推進ネットワークフォーラム
(地域フォーラム)(中部地区①)
(いの町 高知青少年の家 13:00～)
- 26日 キャリア教育連絡協議会
(高知市 高知県民文化ホール グリーンホール他 9:30～)
- 27～28日 若者キャリア支援セミナー・相談会(中部地区)
(高知市 ふくし交流プラザ 10:30～)

9月

- 5日 第1回高知県いじめ問題対策連絡協議会
(高知市 高知会館 14:15～)
- 6日 幼保連携型認定こども園教育・保育要領説明会
(高知市 春野文化センター・ピアステージ 13:00～)
不登校・高校中退者のための進路相談会
(高知市 教育センター分館 8:30～)
- 18日 若者キャリア支援セミナー・相談会(西部地区)
(四万十市 四万十市中央公民館 10:30～)
- 19日 若者キャリア支援セミナー・相談会(東部地区)
(田野町 田野町ふれあいセンター 10:30～)
- 25日 定例教育委員会
(高知市 県庁西庁舎教育委員室 13:30～)

<注>現時点での予定です。日程の都合により変更される場合があります。

編集後記

「夢のかけ橋」第35号をお届けします。

今年もまた暑い夏になりそうです。熱中症の予防のために、こまめな水分補給、適度の休憩等を心がけていきましょう。

本広報紙への感想やご要望がございましたら、発行者までお寄せください。

教育委員会ホームページ：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/>

<発行者>

高知県教育委員会事務局
教育政策課



(TEL)088-821-4731

(FAX)088-821-4558

(E-mail)310101@ken.pref.kochi.lg.jp